道路の位置の指定(変更、廃止)の基準

この基準は建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号以下「法」という。第42条第1項第5号による道路の位置(変更及び廃止)について必要な事項を定める。

- 1. 道路の位置の指定(変更、廃止)申請書作成方法
 - (1) 道路の位置の指定(変更、廃止)

法第 42 条第 1 項第 5 号による道路の位置の指定(変更、廃止)を受けようとする ものは、申請書〔金沢市建築基準法施行規則(昭和 48 年 3 月 28 日規則第 9 号。以下「金 沢市規則」という。)様式第 11 号〕正・副に、それぞれ下表の図書を添えて市長に提出 しなければならない。

添付図書一覧表

	申請書及び添付図書	提出部数	備考
1	道路の位置の指定申請書	2	
2	付 近 見 取 り 図	3	内一部は着工承認書
3	公図	2	
4	地 籍 図	3	内一部は着工承認書
5	道路平面図	3	〃 縮尺 1/200
6	道路横断図	3	〃 縮尺 1/50
7	道路縦断図	3	〃 縮尺 1/200
8	関係土地の全部事項証明書	2	内一部は写しで可(副本用)
9	承諾者等の印鑑証明書	2	" (副本用)
10	維持管理者届	2	別添(1)
11	同 意 書	2	別添(2)
12	現 況 写 真	2	
13	その他の図書	2	別添(3)(4)

注)土地の全部事項証明書で権利者の住所と印鑑証明書の住所に相違がある場合は、個人の場合は住民票、法人の場合は法人登記事項全部事項証明書又は法人登記資格事項証明書を添付のこと。

(2) 道路の位置の指定申請書および添付書類

- 1) 道路の位置の指定申請書
 - イ. 道路となる土地およびそれに接する土地並びにその土地にある建築物もしくは、 工作物の所有者の承諾書
 - ロ. 公道、農道、林道、水路等の公共施設を含めて道路の位置の指定を申請する場合には、これらの所有権者または管理者の同意書、又工事により公共施設として 金沢市が管理することとなる場合は協議経過書
 - ハ. 農道を含む道路の位置の指定を申請する場合には、原則として、申請者は地元 生産組合長とする。
- 2) 付近見取り図

方位、道路およびその他目標となる地物(最寄りの駅、停留所、学校、商店等)を明示すること。

3) 公図

法務局備付けの公図(登記所の証明のあるものまたは司法書士、土地家屋調査士も しくは測量士が記名捺印したもの)であること。

4) 地籍図

法務局備付けの公図(登記所の証明のあるものまたは司法書士、土地家屋調査士もしくは測量士が記名捺印したもの)を転写し、各地籍ごとにその地番、地目、所有権者名等を記入し、かつ、指定を受けようとする道路の位置を表すこと。

5) 道路平面図(関係土地を含む)

方位、縮尺、道路の構造、延長、排水施設の位置、道界ブロックの位置、道路番号 及び地番を記入すること。(申請道路に接する道路の種類、幅員および排水施設の 位置等も記入すること。)

6) 道路横断図

道路番号別に、道路の構造、幅員および側溝の寸法を記入すること。

7) 道路縦断図

各道路別にその延長、高低差、勾配等を記入すること。(道路取付部および終端部の排水施設の位置等も記入すること。・・・縮尺 1/50)

- 8) 関係土地の登記簿謄本(道路の位置の指定の申請日以前3月以内に交付を受けたもの)
- 9) 承諾者等の印鑑証明

申請者、承諾者および維持管理者の印鑑証明(道路の位置の指定の申請日以前3月以内に交付を受けたもの)

10) 維持管理者届

指定後の維持管理するものは、原則として、土地所有者が行わなければならない。 (別添 1)

11) 同意書(別添2)を提出すること。

12) その他の図書

その他必要と認める図書 (擁壁、架橋等の構造計算書など)

(3) 申請図書の作成上の注意事項

- 1) 道路の幅員等が変化するごとにそれぞれに道路番号を記し、申請書の道路番号と 一致させること。
- 2) すべての寸法は、メートル法により、小数点第 2 位まで記入するものとし、小数点第 3 位は切り捨てること。
- 3) 申請図書は、原則として、A4判左綴じのものとすること。

2. 道路の位置の指定(変更) 基準

- (1) 技術基準
 - 1) 道路幅員
 - イ. 道路幅員を 6.0 メートル以上とする。ただし、小区間(道路延長 35 メートル)の 場合には道路幅員を 5.0 メートル以上とすることができる。

側溝は内法 30 センチメートル以上とする。(図A-1)

ロ. 指定道路の延長が 35.00 メートルを超える行き止まりの道路の道路幅員は 6.00 メートル以上とする。ただし、終端および区間 35.00 メートル以内ごとに基準に適合する自動車の転回広場を設けた場合は、道路幅員を 5.00 メートル以上とすることが出来る。(図C-1, 2, 3)

2) 側溝等

- イ. 指定を受けようとする道路には、両側に排水上有効な側溝を設け、流末を既設排 水施設に接続しなければならない。
- ロ. 公道以外の道路に接続する場合で、取付部に側溝があるものについては、25 t/m²以上の耐圧に耐えるコンクリートおよびグレーチングの蓋板を設置すること。
- ハ. 指定の道路に接して幅員 75 センチメートルを超える水路がある場合には、水路 側の道路肩に転倒しない構造の土留コンクリートを築造すること。(図A-4)

3) 道路勾配

道路の縦断勾配は、原則として9パーセント以内とすること。

4) 路面構造

道路面は、アスファルト舗装、コンクリート舗装を原則とする。また、出水の恐れの多い土地や周囲の状況等により冠水しない路面高としなければならない。

5) 交差部等のスミ切り

- イ. 道路の交差部または屈曲する箇所(内閣が 120 度以上の場合は除く。)には、斜長 4.0 メートル以上のスミ切りを設ける。ただし、指定道路の幅員が5メートル以上の 場合は、3.0メートル以上とすることができる。また、スミ角が60度以下の場合は、 二等辺角形の底辺部分を3.0メートル以上とする。(図B-1)
- ロ. 取付道路の申請道路側に恒久的な歩道または 60 センチメートルを超える水路がある場合は、その部分を含めてスミ切りをすることができる。(図B-2)
- ハ. スミ切り部分に既存の建築物があるため、スミ切りを行うことが著しく困難と認められる場合における他方のスミ切りは、角地をはさむ辺の長さが 4.0 メートル以上の二等辺三角形の部分を道路に含むスミ切りを築造すること。(図B-3)
- 二.取付道路が法第42条第2項の規定による道路の場合には、後退した部分にコンクリートを築造し、スミ切りは、その部分より設けなければならない。(図B-4)なお、この場合後退した部分の地目を原則として「公衆用道路」として登記しなければならない。

6) 防護施設の設置

指定の道路に接して崖、水路等があり、通行上危険を伴うおそれがある箇所には、安全確認のうえ擁壁、転落防止柵等の防護施設を設けなければならない。

7) 道路境界の明示

道路側溝の宅地側土留には、「道界ブロック等の境界鋲」を埋め込まなければならない。

(2)注意事項

- 1) 工事は着工承認を受けた後施行すること。
- 2) 道路の築造が完了したときは、速やかに道路位置表示完了届(金沢市規則様式 12 号)を市長に提出し検査を受けなければならない。
- 3) 申請者は、原則として位置の指定道路となる土地の地目を分筆し「公衆用道路」として登記しなければならない。なお、申出により道路部分を金沢市へ寄附することができる。
- 4) 金沢市道に接道する位置指定道路の計画で完成後市道編入を予定される場合は、事前に将来管理者と協議を行い、「協議経過書」を添付のこと。

3. 参考資料

- (1)事前相談(受付前)
 - 1)指定の対象となるための留意事項
 - イ. 取付道路が法第42条の規定による道路であること。
 - ロ. 道路の築造により土地の区画を変更する場合、都市計画法の開発許可を要しない ものであること。
 - 2) 指定の対象となるための許可等
 - イ. 規制区域内で許可を有するもの。

区 域	関係法令	関係 課等
土地区画整理事業区域	土地区画整理法	市街地再生課
風致地区·伝統環境保存地区	都市計画法	景観政策課
宅地造成等規制区域	宅地造成等規制法	道路建設課がけ地対策室
(宅地造成を行う場合)		

ロ. 規制区域内で事前に技術指導を受けなければならない。

区域	関 係 法 令	関係 課等
区画整理予定区域	土地区画整理法	市街地再生課
下水道処理区域	下水道法	企業局建設課

ハ. 取付け部で架橋等の許可を有するもの。

取付け部分	関係法令	関係 課等
公道で側溝及び法敷き等がある	道路法(第24条)	市道=道路管理課
場合		県道=県央土木事務所
		国道=国交省北陸地方整備局金沢
		工事事務所

取 付 け 部 分	関係法令	関係 課等
幅員 60 cm以上の水路がある	金沢市法定外公共物	
場合	管理条例(第4条)	内水整備課
(道路内に法定外公共物がある場合)		
河川がある場合	河川法 (第24条、第26条)	内水整備課

ニ. その他

水路変更を行う場合	内水整備課にて指導を受けること
電柱及び支線が障害となる場合	撤去または移設すること(北陸電力、 NTT)

道路位置指定のフローチャート

